

## 平成21年第3回士別市議会臨時会会議録

平成21年5月12日(火)

午前10時00分 開会

午前10時31分 閉会

### 本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第1 会期の決定について

日程第2 議案第66号 士別市税条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第67号 士別市公民館条例の一部を改正する条例について

閉会宣告

### 出席議員(19名)

副議長	1番	池田 亨 君	3番	伊藤 隆雄 君
	4番	井上 久嗣 君	5番	丹 正臣 君
	6番	粥川 章 君	7番	小池 浩美 君
	8番	柿崎 由美子 君	11番	遠山 昭二 君
	12番	岡崎 治夫 君	13番	谷口 隆徳 君
	14番	山田 道行 君	15番	田宮 正秋 君
	16番	斉藤 昇 君	17番	山居 忠彰 君
	18番	牧野 勇司 君	19番	菅原 清一郎 君
	20番	中村 稔 君	21番	神田 壽昭 君
議長	22番	岡田 久俊 君		

### 欠席議員(1名)

9番 平野 洋一 君

### 出席説明員

市 長	田 苺子 進 君	副 市 長	相 山 慎 二 君
副 市 長	瀧 上 敬 司 君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	鈴 木 久 典 君
市民部長	有 馬 芳 孝 君	保健福祉部長	織 田 勝 君

経済部長 相山佳則君 建設水道部長 土岐浩二君

朝日総合支所長 城守正廣君

市立病院事務局長 吉田博行君

教育委員会 佐々木正雄君 教育委員会 安川登志男君  
委員長 教育長

教育委員会 辻正信君  
教育部長

農業委員会会長 松川英一君 農業委員会 伊藤暁君  
事務局長

監査委員 三原紘隆君 監査委員 谷口春三君  
事務局長

事務局出席者

議会事務局長 藤田功君 議会事務局 小ヶ島清一君  
総務課長

議会事務局 東川晃宏君 議会事務局 御代田知香君  
総務課主査 総務課主任主事

議会事務局 岡村慎哉君  
総務課主事

(午前10時00分 開会)

議長(岡田久俊君) 平成21年第3回臨時会が招集されましたところ、ただいまの出席議員は19名であります。定足数を超過しておりますので、議会は成立いたしました。

ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) 本臨時会の会議録署名議員には、11番 遠山昭二議員、12番 岡崎治夫議員、13番 谷口隆徳議員を指名いたします。

議長(岡田久俊君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

はじめに、議員の欠席についてであります。9番 平野洋一議員から欠席の届け出があります。

次に、本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

議案第66号 士別市税条例の一部を改正する条例について

議案第67号 士別市公民館条例の一部を改正する条例について

2. 指定している専決処分について市長から送付された報告は次のとおりである。

損害賠償の額を定めることについて

3. 議員の派遣についての報告は次のとおりである。

(1) 北海道市議会議長会道北支部議長会(春季)

イ. 派遣場所 紋別市

ロ. 派遣期間 平成21年4月16日から17日

ハ. 派遣議員 岡田議長、池田副議長

(2) 北海道市議会議長会第72回定期総会

イ. 派遣場所 登別市

ロ. 派遣期間 平成21年4月23日から24日

ハ. 派遣議員 岡田議長、池田副議長

4. 意見書の処理結果は次のとおりである。

議決年月日	件 名	提出年月日	提 出 先
21.3.19	森林・林業の再生に関する意見書	21.3.19	内閣総理大臣 農林水産大臣 衆議院議長 参議院議長
"	医療提供体制の拡充に関する意見書	"	内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣 衆議院議長 参議院議長
"	地方財政制度の抜本的な改革を求める意見書	"	内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 衆議院議長 参議院議長
"	子ども手当の創設を求める意見書	"	内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣 内閣官房長官 内閣府特命担当大臣 (少子化・男女共同参画担当) 衆議院議長 参議院議長
"	子育て支援策の拡充を求める意見書	"	内閣総理大臣 厚生労働大臣 内閣官房長官 内閣府特命担当大臣 (少子化・男女共同参画担当) 衆議院議長 参議院議長
"	公的保育制度の改変に関する意見書	"	内閣総理大臣 厚生労働大臣
"	平成21年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書	"	内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 衆議院議長 参議院議長
"	公契約に関する基本法の制定を求める意見書	"	内閣総理大臣 厚生労働大臣 衆議院議長 参議院議長

議決年月日	件 名	提出年月日	提 出 先
21.3.19	公的医療機関の安定経営と地域医療の確保を求める意見書	21.3.19	内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 厚生労働大臣
"	雇用対策の充実・強化とセーフティネットの拡充を求める意見書	"	内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣 衆議院議長 参議院議長
"	肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書	"	内閣総理大臣 厚生労働大臣 衆議院議長 参議院議長
"	緑の社会への構造改革を求める意見書	"	内閣総理大臣 環境大臣
"	障害者自立支援法の見直しを求める意見書	"	内閣総理大臣 厚生労働大臣
"	今後の保育制度の検討に関する意見書	"	内閣総理大臣 厚生労働大臣
"	現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書	"	内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 厚生労働大臣 衆議院議長 参議院議長

5. 本会議に出席する者は次のとおりである。

市 長	田 莉 子 進	副 市 長	相 山 慎 二
副 市 長	瀧 上 敬 司	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	鈴 木 久 典
市 民 部 長	有 馬 芳 孝	保健福祉部長	織 田 勝
経 済 部 長	相 山 佳 則	建設水道部長	土 岐 浩 二

朝日総合支所長	城 守 正 廣	市立病院事務局長	吉 田 博 行
総務部次長 兼財政課長(併) 選挙管理委員会 事務局次長	三 好 信 之	企画振興室長 兼企画課長	林 浩 二
市民部次長 兼税務課長	高 橋 哲 司	保健福祉部次長 兼福祉課長	岡 強 志
保健福祉部 コスモス苑所長 兼コスモステイサ-ビス センター所長	山 口 健	経済部次長兼 商工労働観光課長	石 川 敏
経済部国営農地 再編推進室長	鈴 木 静 男	建設水道部次長 兼建築課長	富 田 強
朝日総合支所次長 兼地域振興課長(併) 選挙管理委員会 事務局次長	川 越 一 男	市立病院事務局次長 兼総務課長	山 本 良 文
会計室長兼 会計課長	川 原 正 樹	総務課長(併) 選挙管理委員会 選挙課長	村 上 正 俊
税務課主幹	若 林 武 司	税務課主幹	穴 田 義 文
教育委員会 委員長	佐々木 正 雄	教育委員会委員長 職務代理者	尾 崎 学
教育委員会 教育長	安 川 登志男	教育委員会 教育部長	辻 正 信
教育委員会 教育部次長兼 学校教育課長	石 川 誠	中央公民館長兼 市民文化センター館長	田 村 康 二
農業委員会会長	松 川 英 一	農業委員会 事務局長	伊 藤 暁
監査委員	三 原 紘 隆	監査委員事務局長	谷 口 春 三

6. 本会議の事務に従事する者は次のとおりである。

議会事務局長	藤 田 功	議会事務局 総務課長	小ヶ島 清 一
--------	-------	---------------	---------

議 会 事 務 局  
総 務 課 主 査  
議 会 事 務 局  
総 務 課 主 事

東 川 晃 宏  
岡 村 慎 哉

議 会 事 務 局  
総 務 課 主 任 主 事

御 代 田 知 香

以上報告する

平成 21 年 5 月 12 日

士別市議会議長 岡 田 久 俊

議長（岡田久俊君） それでは、これより議事に入ります。

日程第 1、会期の決定についてを議題に供します。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りと決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第 2、議案第 66 号 士別市税条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田 苅 子 市 長。

市長（田 苅 子 進 君） （登壇） ただいま議題となりました議案第 66 号 士別市税条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、平成 21 年 3 月 31 日に公布となりました「地方税法等の一部を改正する法律」に基づき、市税条例の一部を改正しようとするものであります。

主な改正内容といたしましては、「公的年金からの住民税の特別徴収制度の一部改正」並びに「個人住民税における住宅ローン特別控除の創設」及び「上場株式等の配当及び譲渡益に係る個人住民税の課税の特例延長」、さらには「土地に係る固定資産税の負担調整措置の延長」の 4 点であります。

初めに、「公的年金からの住民税の特別徴収制度の一部改正」についてであります。これまで、公的年金に加算されて特別徴収されることとなっておりました給与所得及び公的年金所得以外の所得に係る所得割額につきましては、公的年金に係る所得割額に加算されないということに改めようとするものであります。

次に、「個人住民税における住宅ローン特別控除の創設」についてであります。これまで、住宅ローンに係る税額控除は所得税だけの制度でありましたが、住宅取得の促進を図る観点から特例措置として創設されたものであります。

対象者は、平成 21 年分以降の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用のある方で、平成 21 年から平成 25 年までの間に入居した方に限り、当該年分の所得税額から控除しきれなかった住宅ローン控除額について、9 万 7,500 円の範囲内で翌年度分の個人住民税額から控除するものであります。

また、申告時における事務の軽減を図るため、給与支払報告書等について所要の改正を行い、こ

の控除を受けるための市に対する申告を不要とし、併せて、税源移譲に伴う平成 11 年から平成 18 年までに入居した方の住宅借入金等特別税額控除についても、平成 22 年度以降、市に対する申告を要しない措置を講じるものであります。

次に、「上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率適用の延長」についてであります。

現下の金融・証券を取り巻く厳しい環境を考慮して、上場株式等の配当及び譲渡所得等に対する軽減税率の適用期間を平成 21 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの措置として 3 年間延長をしようとするものであります。

次に、「土地に係る固定資産税及び都市計画税」につきましては、平成 21 年度固定資産の評価替えに伴い、現行の負担調整措置の仕組みを平成 21 年度から平成 23 年度まで継続するとともに、据置年度において地価が下落している場合には、評価額を下落修正することができる特例措置を継続しようとするものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。御発言ございませんか。

斉藤 昇議員。

16 番（斉藤 昇君） 何点が質問しておきたいと思います。公的年金からの住民税の引き去り、これはもう多くの国民の批判を浴びて、なぜ年金から強制的に天引きしなければならないのか。銀行での引き去りでありませうとか、あるいは、切符によってきちんと納めているではないか。こういう批判にあって、やっとそれでも一部の改正しかしなかったけれども、そういう声に推されて早々と改正せざるを得ないというのは、これが実態だと思うのであります。

そこで、改正前、これは対象は何人いたのか。それから、今度その対象になるのは何人になったのか。それで、公的年金に所得税がかかる、公的年金に所得割額これがかかる場合は、公的年金から引くと。しかし、その他給与所得なんかある場合には、それは、その公的年金から引かないんだと。こういうふうになっておりますけれども、そうすると、その公的年金から引かないということは、公的年金の方は公的年金から引くし、給与所得の場合は給与所得のほうから引くというふうには、別々にこの税金が引かれるっていうふうになるのかどうか。この点はいかがなんでしょうか。

それから、実際の改正後の土別市の人数、これはまあ、65 歳以上の人の引き去りだと思うんだけれども。その人数と、それから均等割でありますとか、あるいは所得割。これらの総額は、いくらだと見込んでいらっしゃるんでしょうか。

議長（岡田久俊君） 若林税務課主幹。

税務課主幹（若林武司君） お答えさせていただきます。最初に、改正前の対象の人数でございますけれども、昨年も答えておりますが 1,027 人というぐあいに答えているところであります。

それから、給与所得等がある場合にはどうなるのかということですが、これは、公的年金につきましては公的年金のほうから特別徴収。それから、給与所得につきましては、給与所得の特別徴収というような形で、別々に課税されて納付していただくということになるものでございます。

それから、3 つ目に 65 歳以上の関係でございますけれども、ただいま平成 21 年度の住民税課税の賦課作業を進めている中でございますけれども、一応 65 歳以上の対象になる方につきましては、1,089 人程度とということで見込んでるところでございます。それから、それらに伴う市道民税の関係でございますけれども……。

（発言する者あり）

はい。均等割と所得割との合計ですね。はい。合計で2,531万9,000円程度というぐあいに推計しているところでございます。以上でございます。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） その対象は何人から何人だとういときに、その去年もお答えしてるとおり1,027人だと。こうおっしゃったけれども、そしたら、そのあと65歳以上で対象になるのは1,089人と。こういうふうに言ってるんだけど、これどういうことなのか、ちょっとその答弁の中身がわかんないんだけど、どういうことなんでしょう。

議長（岡田久俊君） 有馬市民部長。

市民部長（有馬芳孝君） 失礼いたしました。お答えいたします。改正前について1,027人。現在、賦課作業中ということでお答えをさせていただいたところでございますけれども、改正後、この市税条例の改正が行われた段階での見込みといたしまして、1,089人というふうに現在推計をさせていただいているところでございます。

議長（岡田久俊君） 高橋市民部次長。

市民部次長（高橋哲司君） 去年お答えいたしましたのは、19年度ベースでお答えさせていただきました。今回ですね、平成20年度ベース、確定申告終了時の人数で1,089名ということでお答えをさせていただいています。以上でございます。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） そうするとあれですか、前は、前も、今度も、改正されても同じだということですか。引き去りの人数は。年金から引き去りされる。

議長（岡田久俊君） 有馬部長。

市民部長（有馬芳孝君） 確定申告の中で推計でございますけれども、増加の要因といたしましては、従前、基本的には公的年金をもらっている方で住民税を引き去る方、それに加えてですね、給与所得が、あるいは、その不動産所得がある方が違う給与所得をもっている方についても、あわせて引き去りをするということでございましたので、基本的な引き去り条件、公的年金にかかわってですね、住民税の課税となる方については同じような基本ベースとなっております。ただし、年金の受給開始、開始が、途中で亡くなるという方もいらっしゃるかもしれませんが、新たに開始をされる、受給をされる方も増えてまいりますので、細かい分析とういのはまだ申し訳ございませんがちょっとできておりませんが、そういった人数の関係によりましてですね、変動があるものというふうに考えているところでございます。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） そうすると、1,089人の中で、公的年金だけから引き去りをされるっていう方はどのくらいいらっしゃるのですか。

議長（岡田久俊君） 若林主幹。

税務課主幹（若林武司君） ただいまの御質問ですが、1,089人というぐあいにお答えしたのは、あくまでも公的年金に係る所得割額、均等割額の納税義務者の方でございます。それで、65歳以上の方の市道民税の納税義務者ということになれば、8,100人のうち1,811人というぐあいに推計しているところでございます。

（発言する者あり）

議長（岡田久俊君） 若林主幹。

税務課主幹（若林武司君）

公的年金については、あくまでも1,089人というぐあいに。公的年金だけの分については、その人数だということで推計しております。

（発言する者あり）

議長（岡田久俊君） 若林主幹。

税務課主幹（若林武司君） 大変失礼いたしました。公的年金だけの人数については1,089人のうちに554人ということでございます。申し訳ありません。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） いや、僕はなんとなくわかったんだけど、今度、副市長がわからなくなったなんて言われるんでは困るんだけど。そういうふうに、答えていただければいいと思うんですよ。1,089人は公的年金から引かれる人も、そして、給与所得があって給与所得とは別々に引かれる人も合わさってると。そして、そのうちの554人が公的年金からだけ引かれる人だということだと思うんですね。これはあれですか、今まで市民に対しては、どういうふうにその説明をしてきて、今度はこういうふうに変ったよっていう知らせなんかはどういうふうに行っていくのでしょうか。

議長（岡田久俊君） 若林主幹。

税務課主幹（若林武司君） ただいまの御質問につきましては、広報等ではもちろん周知はしてありますけれども、今回の確定申告時期におきましては、申告者に対して、基本的に今年の10月から始まる。それから、公的年金についてはこういう形で計算されるんだということで、一人一人に、一人も残らずということになりますとちょっと言葉にはあれがありますが、そういう形で周知をしていたところでございます。それから、今回このような形で改正をされるということになりました際には、広報等で逐次、また、改正点についてお知らせするのは当然のこと。それから、また、リーフレット等もっとわかりやすい物があれば、さらにその物を全戸配布するなどして、今後とも同じような形で緩めることなく適宜周知をしていきたいというぐあいに考えているところでございます。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） それから、次に、個人住宅の住宅ローン特別控除の関係だけれども、その、現在の平成11年から平成18年。ここまですに入居した場合も特別控除の対象になるというふうに言われているんだけど、これは、土別の場合、11年から18年まで、全部で何人ぐらいいて、その税額が控除される税金の減税になるそれらの額というのは大体どのぐらいになるものなのでしょうか。

議長（岡田久俊君） 若林主幹。

税務課主幹（若林武司君） お答えいたします。平成11年から18年に入居された方で、住民税の控除申告をしていただいた方につきましては、平成20年度ベースで申し上げますと、19年分所得に対する20年分で申し上げますと、該当者は238人で、個人市民税が604万8,000円。それから、道民税が403万2,000円、合計で1,008万円程度になるということでございます。以上であります。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） これらはあれですか。結局、市民税で言えば604万とこう言われてるんだけど、これらというのは、国からの補てんというのは一切されないで、市の減税、減額になると。

税の。そういうふうになるのでしょうか。

議長（岡田久俊君） 若林主幹。

税務課主幹（若林武司君） お答えいたします。これらに伴う市民税の減額分につきましては、交付金等で国から全額補てんされることになっているものでございます。

議長（岡田久俊君） 斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） 次にですね、土地の価格の特例の問題でありますけれども、今年、固定資産の評価替え、それに伴って、都市計画税なんかも変わると言うんだけれども、これはもう全国的にも下落、地価が下落している実態を見ますと、その土別の評価替え、下落によってですね、生じる固定資産税や都市計画税。これらの減額っていうのは、どのくらいになっていくっていうふうに試算をされているんでしょう。

議長（岡田久俊君） 高橋市民部次長。

市民部次長（高橋哲司君） 21年度評価替えのですね、今年が基準年度になります。今、御質問にありました固定資産税及び都市計画税の減額については、約土地で900万円でございます。以上です。

議長（岡田久俊君） 斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） それから、最後だけども、新築住宅の問題なんだけど、これについては提案説明ではなんもなかったというのは、土別に対象がないからかと思うんだけれども、その長期優良住宅というのは、これはもう法律に基づいてつくられるんだろうけれども、長期優良住宅っていうのはどういう定義をされてて、一般の市民、こういう人たちも建てていけるものなのかどうか。建てるとすれば、この普通の、一般の今建てている住宅なんかよりも相当高くなるのかどうか。優良住宅ですからあれでしょう、その昔の建物みたいに木造であっても、相当長くもつとかっていう、何世代にも渡ってもつという住宅。こういう優良住宅を、その国が法律をつくったのはどういうことなのかということと、これらは本当に普及していくものなのかどうか。市では、どういうふうに優良住宅に対して考えていらっしゃるのか。優良住宅の中身と、それらに、市民的に、そういうものが優良住宅を建設されていくものなのかどうか。どういう見通しを持っておられるのか。この際聞いておきたいと思うんです。

議長（岡田久俊君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君） お答えいたします。長期優良住宅の部分につきましては、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」というのがですね、昨年12月に公布をされまして、本年6月4日からの施行ということになってるところでございます。それで、中身につきましては、やはり、ただいまの斉藤議員の話にありましたように、数世代に渡り住宅の構造躯体が使用できるようなことということで、鉄筋コンクリートのみならず木造にも当然対象になってきます。それで、耐震性でありますとか、維持管理の容易性といったもの、あるいは、今後、高齢化をしていく部分でありまして、ライフスタイルの変化に応じた可変性といいますか、こう簡単な修繕等でですね、内容をこうリフォーム等で将来的に長く使っていけるような住宅。あるいは、バリアフリー、省エネルギーといった観点でさまざまな基準がございまして、これの均一普及については、まだ、取り組みがなされていないものでありますので、詳しい内容といいますか、はっきりとしたことはわかりませんけれども、ただいま準備をしている国の国土交通省の推計でございますと、2、3年後には新築住宅の1割程度がこういった認定を受けるのではないかといった推計でございます。

それと、費用につきましては、おおむね、これも推計でございますけれども、一般の建物に比較

いたしまして、2割程度は割高になるだろうといった内容でございます。これらの普及につきまして、ただいま道のほうでもですね、手続き等の協議をしております、全道的な会議も私どものほうもこれからやっていくところでございますが、今後、ホームページなどでこの制度の周知を図り、あるいは、手数料等も定めなきゃならないといいますが、定めることができるようになってまして、現在、道のほうでは1件あたり1戸でありますと5万7,000円。あとは、その戸数に応じて変化してございますけれども、私どものほうもそれに合わせるような形で、手数料条例もですね、今後改正してまいりたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

議長（岡田久俊君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第3、議案第67号 土別市公民館条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君） （登壇） ただいま議題となりました議案第67号 土別市公民館条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

本条例の改正は、社会教育法第21条第3項の規定に基づき、昭和26年5月に設置した土別市中央公民館川西分館を廃止いたそうとするものであります。

川西分館につきましては、対象区域を川西小学校下として設置をし、昭和47年の4月1日の小学校統廃合により、現在の川西会館に分館を開設し今日に至っておりますが、平成21年1月に川西地区住民において川西自治会改革報酬審議委員会が設置され、自治会組織や当該分館存続の見直しなどについて協議・検討が進められ、この結果、去る3月に開催されました自治会臨時総会において、地域住民の総意として、本年3月末日をもって川西分館を廃止したいとの要望があり、市といたしましても、当該分館が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条に規定する「管理者の管理の下に、自らの意思をもって継続的に事業の運営を行う機関」の要件を満たすことが困難との判断をいたしましたことから、所要の改正をいたそうとするものであります。

どうかよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。  
平成 21 年第 3 回臨時会は、これをもって閉会いたします。  
御苦労様でした。

（午前 10 時 31 分 閉会）